

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設
基幹的設備改良工事

入札説明書

平成25年11月

幸 手 市

目次

第1	はじめに	1
第2	入札対象工事	2
第3	入札公告から契約までのスケジュール	3
第4	入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
第5	工事の発注手続きと留意事項	6
1	参加に当たっての基本的事項	6
2	入札説明書類に関する事項	7
3	参加資格申請手続き及び参加資格審査に関する事項	8
4	参考資料の閲覧及び工事場所の確認に関する事項	10
5	技術提案仕様書に関する事項	11
6	技術提案書の提出及び基礎審査に関する事項	12
7	工事価格の入札に関する事項	14
8	その他	15
第6	改良工事の条件等	17
1	工事提案に関する条件	17
2	予想されるリスクの責任分担	17
3	保険等への加入	17
4	工事再委託の禁止	18
第7	提出書類の審査及び落札者の決定	19
1	提出書類の審査	19
2	落札者の決定	19
3	契約の締結	20
4	事務取扱	20
別紙	リスク分担表	21

第1 はじめに

幸手市（以下「市」という。）では、市及び杉戸町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を、市所管のし尿処理施設（ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設）で行っている。

現有施設は、昭和57年度に計画処理量 80kL/日、標準脱窒素処理方式のし尿処理施設として稼働を開始し、現在に至っている。現有施設においては、経年的な使用に伴う設備装置の老朽化、搬入状況の変化による処理機能への影響など、数多くの課題を抱える状況である。

この度、市では、現有施設の課題を解消し、効率的かつ効果的に施設の機能を維持するとともに、CO₂排出量の削減によって地球温暖化対策に寄与することを目的として、基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化を図ることとした。

施設整備事業は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金事業（廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）」として実施する。

整備後の施設においては、周辺環境へ十分配慮しつつ、信頼性の高いし尿処理を行う必要がある。処理の安心、安全はもとより、効率性、合理性、経済性にも配慮した施設整備が求められている。このため、施設整備の設計・施工業者は、総合評価入札方式（制限付一般競争入札）により選定するものとした。

この入札説明書は、市が幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）の請負者を総合評価入札方式（制限付一般競争入札）により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。

改良工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札等に必要書類を提出するものとする。

なお、本入札説明書に併せて配付する様式集、工事概要書、落札者決定基準も一体の資料とみなし、これらの全資料を含めて「入札説明書類」とする。

第2 入札対象工事

1. 発注者

幸手市

2. 工事名

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事

3. 工事場所

幸手市木立（ひばりヶ丘桜泉園）地内

4. 工事期間

議会の議決の日の翌日から平成28年3月20日まで（2カ年継続事業）
（本件は議会の承認を得るものである。）

5. 予定価格

金723,916,000円（消費税及び地方消費税抜き）

6. 最低制限価格

なし

7. 改良工事の概要

工事概要書に示す。

8. 請負者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき総合評価入札方式（制限付一般競争入札）で行い、「落札者決定基準」により決定する。

第3 入札公告から契約までのスケジュール

改良工事にかかる入札公告から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

日 付	内 容
平成25年 11月 14日（木）	入札公告
平成25年 11月 14日（木）から 平成25年 12月 6日（金）まで	入札説明書類の配付
平成25年 11月 21日（木）から 平成25年 11月 22日（金）まで	入札説明書類に関する質問受付
平成25年 11月 29日（金）	入札説明書類への質問に対する回答
平成25年 12月 4日（水）から 平成25年 12月 6日（金）まで	参加資格申請書類の受付
平成26年 1月 9日（木）	参加資格審査結果通知書の交付 技術提案書の提出要請
平成26年 1月 14日（火）から 平成26年 1月 16日（木）まで	参考資料閲覧及び工事場所確認の申込受付
平成26年 1月 20日（月）から 平成26年 1月 22日（水）まで	参考資料閲覧及び工事場所確認
平成26年 1月 27日（月）から 平成26年 1月 29日（水）まで	技術提案仕様書に関する質問受付
平成26年 2月 7日（金）	技術提案仕様書への質問に対する回答
平成26年 3月 3日（月）から 平成26年 3月 5日（水）まで	技術提案書の受付
平成26年 5月下旬	ヒアリング
平成26年 6月中旬	工事費見積書の受付 改善された技術提案書の受付
平成26年 6月中旬から下旬	要求水準書の配付
平成26年 6月下旬	要求水準書に関する質問受付
平成26年 7月上旬	要求水準書への質問に対する回答
平成26年 7月上旬から中旬	工事価格の入札
平成26年 7月下旬から8月上旬	総合評価入札の結果通知、公表 落札者と仮契約の締結
平成26年 9月	総合評価入札結果の議会承認 工事請負契約締結

第4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

改良工事の入札に参加する者は、改良工事の発注手続きへの応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えていること。

- 1．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2．会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- 3．民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- 4．会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされている者でないこと。
- 5．破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- 6．幸手市契約規則（平成11年規則第25号）第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- 7．幸手市建設工事等入札参加者の資格及び審査会に関する規則（平成13年規則第12号）第2条に規定する幸手市入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登録されている者であること。
- 8．市、埼玉県及び国から指名停止措置を受けていない者であること。
- 9．幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年告示第119号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- 10．建設業法第15条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- 11．建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数が、900点以上の者であること。
- 12．改良工事と同種の工事を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯のある者であること。
- 13．清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、改良工事と同種の工事の経験がある技術者を、改良工事に専任で配置できる者であること。
- 14．法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

同種工事：し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の新設、増設または改造に係る工事で、契約金額が1億5千万円以上、かつ、生物脱窒素処理工程の整備を含むもの。

第5 工事の発注手続きと留意事項

1. 参加に当たっての基本的事項

(1) 入札説明書類の承諾

改良工事の入札に参加しようとする者は、参加資格申請書類の提出をもって、入札説明書類の記載内容を承諾したものとす。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提出書類に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 用紙及び文字サイズ

提出書類に使用する用紙はA4版とし、文字のサイズを10.5ポイント以上（図表を除く。）とする。

(4) 提出書類の変更

一度提出された書類は、原則として変更することができない。ただし、市が技術提案書の内容について改善を指示し、修正する場合を除くものとする。

(5) 提出書類の返却

提出書類は、返却しない。なお、原則として、提出書類は改良工事の発注手続き以外の目的に使用しないものとする。

(6) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、その提出者に帰属する。ただし、市が提出者の承諾を得た場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 費用負担

改良工事の発注手続きに係る書類の作成・提出、現地調査、ヒアリング等に関する費用は、全て応募者の負担とする。

(8) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりしてはならない。

(9) その他

入札説明書類に定めるもののほか、改良工事の発注手続きの遂行に当たって必要な事項が生じた場合には、別途通知する。

2. 入札説明書類に関する事項

(1) 入札説明書類の配付

ア 配付期間

(ア) 日程

平成25年11月14日(木)から平成25年12月6日(金)まで

(ただし、休日を除く。)

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 配付場所

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7-4」参照)

ウ 配付資料

入札説明書、様式集、工事概要書、落札者決定基準

(市のホームページからダウンロード可)

(2) 入札説明書類に関する質問の受付

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成25年11月21日(木)午前9時から

平成25年11月22日(金)午後5時まで

イ 質問方法

入札説明書類の内容等に関する質問は、質問書(様式1)に質問内容を簡潔にまとめて記載し(手書き不可)、電子メール(開封通知付き)により提出すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows版)とし、表題を「入札説明書類への質問(応募者名)」とする。

なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7-4」参照)

(3) 入札説明書類への質問に対する回答

入札説明書類の内容等に関する質問については、平成25年11月29日(金)までに、市のホームページにおいて各々の質問に対する回答書をまとめて公

開する。なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

3. 参加資格申請手続き及び参加資格審査に関する事項

(1) 参加資格申請書類の受付

次により参加資格申請書類を受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 日程

平成25年12月4日(水)から平成25年12月6日(金)まで

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7-4」参照)

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提出部数

正1部、副2部

(2) 参加資格申請書類の内訳

ア 参加表明書 (様式2)

イ 参加資格審査申請書 (様式3)

(ア) 会社概要 (様式4)

a. 清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書の写しまたは特定建設業許可証明書

b. 清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し

c. 納税証明書[法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)]の写し(直近3ヶ月以内のもの)

(イ) 工事施工実績届出書 (様式5)

a. 上記施工実績の内容が明記されている契約書等の写し

(請負契約書、仮契約書または落札決定通知書の写し)

b. 上記施工実績の工事内容を確認できる書類の写し

(処理規模、処理方式、新設・増設・改造の別、生物脱窒素処理工程の

整備概要が確認できる仕様書等の該当部分の写し)

(ウ) 予定監理技術者の経歴 (様式6)

a. 参加表明者と予定監理技術者の雇用関係を明らかにする書類

(身分証明書、社会保険証書、給与明細書等の写し)

b. 予定監理技術者の法令による免許等の写し

c. 予定監理技術者の工事経歴を証する書類

(CORINS登録に係る竣工登録工事カルテ受領書及び登録内容確認書または当該工事の発注機関等の第三者が発行した書類)

d. 予定監理技術者の工事経歴に係る工事内容を確認できる書類の写し

(処理規模、処理方式、新設・増設・改造の別、生物脱窒素処理工程の整備概要が確認できる仕様書等の該当部分の写し)

(エ) 誓約書 (様式7)

(3) 参加資格審査

市は、提出された参加資格申請書類により、応募者が「第4 入札参加者の備えるべき参加資格要件」を満たしているかの審査を行う。

参加資格審査の結果については、平成26年1月9日(木)までに各応募者に書面で通知する。なお、電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等による問合せには対応しない。

ア 参加資格認定の場合

参加資格を認定された者(以下「適格業者」という。)には、参加資格認定通知とともに、技術提案仕様書を配付し、技術提案書の提出を要請する。ただし、参加資格の認定から契約締結までの期間において「第4 入札参加者の備えるべき参加資格要件」を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

イ 参加資格非認定の場合

参加資格を認定されなかった者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、市に対し、参加資格非認定の理由について、説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を書面(様式任意)に記載し、市へ提出するものとする。

(ア) 提出方法

持参のみ(電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等によるものは受け付けない。)

(イ) 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(ウ) 提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7 4 .」参照)

(エ) 回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に書面により回答する。

4 . 参考資料の閲覧及び工事場所の確認に関する事項

参考資料の閲覧及び工事場所の確認は、次のとおり行う。参考資料の閲覧及び工事場所の確認を希望する者は、参考資料閲覧及び工事場所確認申込書(様式8)により事前の申込を行い、実施時に参考資料閲覧及び工事場所確認に係る誓約書(様式9)を提出して行うこと。

(1) 参考資料閲覧及び工事場所確認の申込

ア 申込の受付期間

平成26年1月14日(火)午前9時から

平成26年1月16日(木)午後5時まで

イ 申込書類の提出先と提出方法

(ア) 提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7 4 .」参照)

(イ) 提出方法

参考資料閲覧及び工事場所確認申込書(様式8)を電子メール(開封通知付き)にて提出すること。提出に当たっては、表題を「閲覧・確認申込(適格業者名)」とする。

(2) 参考資料閲覧及び工事場所確認の実施

ア 期間

平成26年1月20日(月)から平成26年1月22日(水)までの午前9時から午後5時までの間で、市が指定した日時とする。

イ 場所

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7 4 .」参照)

ウ 参考資料閲覧及び工事場所確認にあたっての留意事項

- (ア) 参考資料閲覧及び工事場所確認を行える者は、適格業者とする。
- (イ) 実施に当たっては、参考資料閲覧及び工事場所確認に係る誓約書(様式9)を持参し、市へ提出すること。
- (ウ) 実施時には、適格業者に所属していることを証明する身分証明書を実施場所において担当者に提示すること。
- (エ) 実施は、市が指定した時間までに終了すること。
- (オ) 資料の貸出しは行わない。指定された時間内において、コピー、カメラ、ビデオ等の記録媒体を使用する場合は、必ず市の了解を得ること。
- (カ) 実施時に技術提案仕様書に係る質問はしないこと。
- (キ) 実施の際は、担当者の指示に従うこと。

5. 技術提案仕様書に関する事項

(1) 技術提案仕様書に関する質問の受付

技術提案仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成26年1月27日(月)午前9時から

平成26年1月29日(水)午後5時まで

イ 質問方法

技術提案仕様書の内容等に関する質問は、質問書(様式1)に質問内容を簡潔にまとめて記載し(手書き不可)、電子メール(開封通知付き)により提出すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows版)とし、表題を「技術提案仕様書への質問(適格業者名)」とする。

なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第74」参照)

(2) 技術提案仕様書への質問に対する回答

技術提案仕様書の内容等に関する質問については、平成26年2月7日(金)までに、各々の質問に対する回答書をまとめて市から適格業者全員に電子メールにて送信する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

6. 技術提案書の提出及び基礎審査に関する事項

(1) 技術提案書の受付

次により技術提案書を受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 日程

平成26年3月3日(月)から平成26年3月5日(水)まで

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7-4」参照)

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提出部数

正1部、副2部

C D - R O M (提出図書の電子データ、P D F形式) 2枚

(2) 技術提案書の作成

技術提案書は、入札説明書類及び技術提案仕様書に基づき作成すること。技術提案書として提出する書類は、以下のとおりとし、イ.~キ.においては、様式11~16を表紙とすること。

ア 技術提案書提出書	(様式10)
イ 設計計算書	(様式11)
ウ 設計仕様書	(様式12)
エ 図面類	(様式13)
オ 工事概要説明書	(様式14)
カ 特定要求事項提案書	(様式15)
キ その他、市が指示する書類	(様式16)

(3) 書類確認及び基礎審査

ア 書類確認

技術提案書の書類確認を行い、提出された書類に不備・不足がある場合は、その技術提案書の提出者を失格とし書面で通知する。

イ 基礎審査

技術提案書に不備・不足がない場合は、技術提案書の基礎審査を実施する。

- (ア) 基礎審査においては、提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の齟齬などを確認する。
- (イ) 技術提案書の提出者に対しては、個別にヒアリングを実施し、提案内容の確認を行う。
- (ウ) 技術提案書と技術提案仕様書との軽微な不整合、または各提出図書間の軽微な不整合が認められた場合は、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を書面で指示する。
- (エ) 性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、または提出図書間の重大な不整合がある場合は、その技術提案書の提出者を失格とし書面で通知する。
- (オ) (エ)に該当しない技術提案書の提出者に対しては、工事費見積書の提出を要請する。

(4) 工事費見積書及び改善された技術提案書の受付

次により工事費見積書及び改善された技術提案書を受け付ける。

ア 受付期間

平成26年6月中旬で、市が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 提出書類

- (ア) 工事費見積書(見積内訳書含む。) (様式17)
- (イ) 技術提案書改善提出書 (様式18)
- (ウ) 改善された技術提案書(改善部分及び関連して変更される部分のみ)

ウ 提出先

幸手市 市民生活部 環境課(本入札説明書「第7-4」参照)

エ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

オ 提出部数

- (ア) 工事費見積書(見積内訳書含む。) 1部
- (イ) 技術提案書(技術提案書の改善部分及び関連して変更される部分のみ)
正1部、副2部
CD-ROM(提出図書の電子データ、PDF形式)2枚

7. 工事価格の入札に関する事項

市は、技術提案書の基礎審査を通過し、工事費見積書の提出を要請した者（以下「入札参加者」という。）に対し、幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事要求水準書（技術提案仕様書及び技術提案書の基礎審査結果を基に市が作成する工事契約図書、以下「要求水準書」という。）を配付し、改良工事の予定価格を公表した上で、工事価格の入札を実施する。

(1) 要求水準書に関する質問の受付

要求水準書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成26年6月下旬で、市が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 質問方法

要求水準書の内容等に関する質問は、質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メール（開封通知付き）により提出すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版）とし、表題を「要求水準書への質問（入札参加者名）」とする。

なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の提出先

幸手市 市民生活部 環境課（本入札説明書「第7.4.」参照）

(2) 要求水準書への質問に対する回答

要求水準書の内容等に関する質問については、平成26年7月上旬（詳細は別途通知）に、各々の質問に対する回答書をまとめて市から入札参加者全員に電子メールにて送信する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(3) 執行日時及び場所

ア 日時

平成26年7月上旬から中旬で、市が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 場所

市が指定した場所とし、詳細は別途通知する。

ウ 工事価格の入札書類

入札価格書（工事費内訳書含む。）（様式2.1）

エ 入札保証金

免除する。

オ 支払条件

(ア) 前金払 する。(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)

(イ) 部分払 する。

カ 執行等

(ア) 入札参加者は、代理人を工事価格の入札に参加させるときは、委任状(様式19)を入札の前までに提出しなければならない。

(イ) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。

(ウ) 入札参加者またはその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、工事価格の入札の直前に確約書(様式20)を提出しなければならない。

(エ) 入札価格書には、工事費総額(消費税及び地方消費税を除く。)の値を記入すること。

(オ) 入札参加者等は、提出した入札価格書の撤回、書換えまたは引換えをすることができない。

(カ) 工事価格の入札回数は、1回限りとする。

(キ) 入札参加者等は、郵送により工事価格の入札をすることができない。

(ク) 入札参加者が複数とならない場合においても、工事価格の入札を執行する。

(ケ) 開札は、原則として入札参加者等の立ち会いの上で行うものとするが、入札参加者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせで行う。

(コ) 入札価格書に記載された工事価格が予定価格を超えたている場合は、失格とする。

8. その他

(1) 市が提示する回答書、指示書等の扱い

市が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、入札説明書類、技術提案仕様書及び要求水準書と同等の効力を有するものとする。

(2) 発注手続きへの参加の辞退

ア 改良工事の発注手続きに参加を表明した者は、入札価格書の提出前に限り、参加を辞退することができるものとする。

イ 発注手続きへ参加を辞退するときは、参加辞退届(様式22)により申し出る

ものとする。

ウ 参加を辞退した者は、これを理由として以後の業者選定等で不利益な取扱いを受けないものとする。

(3) 発注手続きで失格となる行為等

ア 入札説明書類の規定に違反すると認められる場合

イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

ウ 提出書類に不備・不足がある場合

エ 参加資格要件を欠く場合

オ 技術提案書の基礎審査で重大な不整合が認められた場合

カ 入札価格が予定価格を超えた場合

キ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ケ 著しく信義に反する行為をした場合

コ 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合

なお、キ～コに該当する者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。

(4) 発注手続きの延期、取り止め等

市は、やむを得ない理由により、改良工事の発注手続きを延期、中止、または取り消すことがある。この場合において、応募者、適格業者または入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

第6 改良工事の条件等

改良工事の実施に係る条件等は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件等を踏まえて、入札書類を作成すること。

1. 工事提案に関する条件

(1) 市が支払う工事費

市は、契約に基づき工事請負者が行う設計、改良工事に関する費用として、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

(2) 設計・施工に係る提案条件

ア 処理対象物は、し尿及び浄化槽汚泥（コミュニティプラント汚泥及び農業集落排水施設汚泥を含む。）とする。

イ 技術提案事項について、施設供用開始後も責任あるものとする。

(3) 提案内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案書及び入札価格書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うものとする。再度の施工が困難または合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行い、工事成績評点を減ずる措置を行うものとする。

2. 予想されるリスクの責任分担

(1) リスク管理の基本方針

設計・施工に係る責任は、原則として請負者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途請負者と協議の上、市が責任を負う。

(2) リスク分担

予想されるリスク及び市と請負者との責任分担は原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事契約で定める。

3. 保険等への加入

改良工事の請負者は、建設工事保険または組立保険（または類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

4 . 工事再委託の禁止

改良工事の請負者は、工事の全部若しくは一部を外部に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、請負者があらかじめ書面により、工事の一部について、外部に委託し、または請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

第7 提出書類の審査及び落札者の決定

1. 提出書類の審査

(1) 審査会の設置

改良工事の請負業者選定にあたり、より公正で競争的な入札の実施及び工物品質の確保を目的として、幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

(2) 提出書類の審査

審査会は、「落札者決定基準」に従って、参加資格審査、技術提案書の基礎審査及び入札書類の定量化審査を行い、優秀提案者を特定する。

(3) 技術提案等の内容についての確認及び質疑

審査会は、技術提案書等の内容について、確認及び質疑（以下「ヒアリング」という。）を行うものとする。なお、ヒアリングの実施時期は、平成26年5月下旬とし、詳細は別途文書で通知する。

(4) 審査事項

落札者決定基準に示す。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

ア 市は、審査会が技術提案書及び入札価格書を審査した結果、総合評価点数が最も高い者を落札者として決定するものとする。

イ その他、落札者の決定については、「落札者決定基準」によるものとする。

ウ 入札結果は、平成26年7月下旬から8月上旬に入札参加者に文書で通知するとともに、市のホームページ等で公表する。電話等による問合せには応じない。

(2) 入札結果の説明

技術提案書及び入札価格書を提出したが特定されなかった者は、市に対して、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

ア 提出方法

持参のみ（電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等によるものは受け付けない。）

イ 提出期限

総合評価入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（ただし、
休日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出先

幸手市 市民生活部 環境課（本入札説明書「第7 4 .」参照）

オ 回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

3 . 契約の締結

(1) 議会承認

本件は議会の議決を要するため、落札者は、落札決定の日より市から指示された時期に仮契約書を作成しなければならない。

(2) 契約の失効

落札者が、前項に指示された時期に仮契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

(3) 工事契約書

工事期間中における市と請負者の役割、責任分担については、別紙のリスク分擔表に基づき明確化する。

4 . 事務取扱

改良工事の発注手続きに係る事務取扱は、次のとおりである。

幸手市 市民生活部 環境課

住 所 : 埼玉県幸手市大字木立 1 7 7 9 - 5

電 話 : 0 4 8 0 - 4 8 - 0 3 3 1

F A X : 0 4 8 0 - 4 8 - 2 2 2 6

電子メール : kankyo@city.sat te. lg. jp

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				：主負担	：一部負担
				市	請負者
共通	法令変更リスク (税制度含む)	1	改良工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		
	住民対応リスク	3	工事に対する住民反対運動等に関するもの等		
	工事の中止・遅延 に関するリスク	4	市の指示等によるもの		
		5	市の債務不履行によるもの		
		6	請負者が行う設計・施工に必要な許認可などの遅延によるもの		
		7	請負者の責による工事の中止及び請負者の責任放棄、破綻によるもの		
	不可抗力リスク	8	天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク		
	入札説明書類等 変更リスク	9	入札説明書類、技術提案仕様書、要求水準書、その他市が提示した図書等必要データの変更・不備など		
設計・ 施工	設計・施工に 関するリスク	10	市の責による事業内容の変更起因する要求水準の変更		
		11	請負者の責による要求性能の未達		
		12	整備対象外設備とその関連する故障・不具合で、設計・施工に起因することが明らかなもの		
		13	整備対象外設備とその関連する故障・不具合で、設計・施工に起因しないことが明らかなもの		
	第三者賠償リスク	14	設計・施工において第三者に損害を与えるリスク		
	事故の発生リスク	15	施工時の事故発生		
	環境保全リスク	16	工事に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		
		17	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		
施設の 引渡し	運転指導リスク	18	運転指導の不備により市が適正な運転を行えない		
	施設の性能確保 リスク	19	施設の引渡し時における要求水準確保に関するもの		